

○厚生労働省告示第二百七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第2の1953中「眼球運動検査プログラム」を「眼球運動検査装置用プログラム」に改め、同表に次のように加える。

1956 経腸栄養チューブ挿入追跡装置